

参 考

1. 本基準における機材名称と優良住宅部品（B L部品）における品目名の対照表

2. 品質確認報告書（例示様式）

- (1) 優良住宅部品評価基準と同等以上の性能等を求めている機材の場合（例示様式）
- (2) 事連協が独自に性能基準を定めている機材の場合（例示様式）

- 事連協が独自に性能基準を定めている機材にあっては、すべて本書に収録しています。
- 優良住宅部品評価基準と同等以上の性能を求めている機材にあっては、玄関ドアを例示として掲載しています。その他例示以外の機材については、(財)ベターリビングのホームページ [<http://www.cbl.or.jp/>] において公表されている優良住宅部品評価基準に基に作成してください。

1. 本基準における機材名称と優良住宅部品（B L部品）における品目名の対照表

※平成 22 年 10 月現在

編	本基準における機材名称	優良住宅部品（B L部品）	
		品目名	評価基準施行日
II 建 築 編	1. 玄関ドア	玄関ドア	2009. 12. 21
	2. アルミサッシ	サッシ	2009. 12. 21
	3. 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前	玄関ドア用錠前	2008. 4. 1
	4. 内窓	内窓	2010. 05. 28
	5. 各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザ	ドアクローザ	2009. 3. 31
	6. 浴室ユニット	浴室ユニット	2009. 7. 31
	7. キッチンキャビネット（セクショナルキッチン・システムキッチン）	キッチンシステム	2010. 3. 19
	8. 郵便受箱	郵便受箱	2010. 3. 19
	9. 手すりユニット	墜落防止手すり	2010. 9. 10
	10. 補助手すり	歩行・動作補助手すり	2009. 3. 31
	11. 自転車置場ユニット	自転車置場	2010. 3. 19
III 電 気 編	1. テレビ・FM共同受信機器	テレビ共同受信機器	2010. 3. 19
	2. 宅配ボックス	宅配ボックス	2010. 3. 19
	3. 光配線設備	光配線システム機器	2008. 12. 1
IV 機 械 編	1. 便器	便器	2009. 3. 31
	2. 洗面化粧ユニット	洗面化粧ユニット	2009. 3. 31
	3. 加圧式給水システム	給水ポンプシステム	2009. 3. 31
	4. さや管ヘッダー配管システム	配管システム	2005. 12. 28
	5. 洗濯機用防水パン	洗濯機用防水パン	2006. 7. 25
	6. 浴槽	浴槽	2005. 12. 28
	7. 給湯器ユニット	ガス給湯機	2010. 9. 10
	8. 電気温水器	電気給湯機	2010. 3. 19
	9. 風呂がま	密閉式ふろがま	2010. 9. 10
	10. 換気扇類及び換気口等	換気ユニット／台所用ファン	2010. 3. 19
		換気ユニット／サニタリー用ファン	2009. 3. 31
換気ユニット／換気口部品		2009. 3. 31	
11. マシンルームレス型エレベーター	エレベーター（マシンルームレス型エレベーター）	2010. 9. 10	

2. 品質確認報告書（例示様式）

(1) 優良住宅部品評価基準と同等以上の性能等を求めている機材の場合（例示様式）

品質確認報告書

例示様式

(玄関ドア)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設（株）

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	玄関ドア
製造所名	〇〇〇〇（株）
製品名（品番）	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1) 「玄関ドア」の品質・性能は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠（試験成績書頁）	判定
気密性	JIS A 4702 に定める気密性の等級 A-1、A-2、A-3 及び A-4 のいずれかであること。	A-1	〇 P	適
水密性	JIS A 4702 に定める水密性の等級 W-1、W-2、W-3 及び W-4 のいずれかであること。 （これらに該当しないか、数値未確認の場合は等級 N とする）	W-1	〇 P	適
開閉操作時の発生音	開閉操作時に不快音を発生しないこと。	左記の通り	〇 P	適
操作性	使用上支障がないこと。	左記の通り	〇 P	適
断熱性	熱貫流率 4.65W/ (m ² ・K) 以下	4.65 W/ (m ² ・K)	〇 P	適
結露対策	結露水に対して対策を講じていること。	左記の通り	〇 P	適
遮音性	100Hz～2,500Hz の範囲の 1/3 オクターブバンド毎の音響透過損失の単純平均が 20dB 以上、又は 25dB 以上であること。	20dB 以上	〇 P	適
耐風圧性	JIS A 4702 に定める等級 S-2、S-3、S-4、S-5 及び S-6 のいずれかであること。	S-2	〇 P	適
ねじり強さ	使用上支障がないこと。(JIS A 4702)	左記の通り	〇 P	適
吊り下げ強さ	使用上支障がないこと。(JIS A 4702)	左記の通り	〇 P	適
かまち引き戸の戸先かまち強さ	変形が少ないこと。 (耐風圧性 JIS A 4702 に定める等級 S-5 以上のガラス入りかまち引き戸)	左記の通り	〇 P	適
耐衝撃性	鉛直方向の所定の衝撃で有害な変形が生じず、開閉に支障がないこと。	左記の通り	〇 P	適
用心鎖類の強度	所定の載荷荷重で破壊しないこと。	左記の通り	〇 P	適

建物変形対応ドアの変形追従性	面内変形及び局部変形に追従し、開閉又は開放できること。	左記の通り	○P	適
建物変形ドアの付属部品	定規縁類及びストライク板等は、変形追従に適した仕様とすること。	左記の通り	○P	適
形状及び加工状態の安全	見えがかり箇所鋭角部、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。	左記の通り	○P	適
防犯上の安全性	所定の構造となっていること。	左記の通り	○P	適
長寿社会対応ドア等の安全性	所定の性能を満たしていること。 (長寿社会対応ドア及び建物変形対応ドアの場合)	左記の通り	○P	適
健康上の安全性	ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。	左記の通り	○P	適
防火性	防火設備又は特定防火設備であること。	特定防火設備	○P	適
塗膜厚さ	塗膜厚さが適切であること。	左記の通り	○P	適
塗膜付着性	全てのます目が剥離しないこと。	左記の通り	○P	適
塗膜腐食性	100時間の中性塩水噴霧後、錆の発生がないこと。	左記の通り	○P	適
耐食性	500時間の中性塩水噴霧後、著しい錆の発生、著しい塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等が発生しないこと。	左記の通り	○P	適
耐塩水性	96時間塩水に浸し、錆、ふくれ、はがれ、割れ、浮き等が発生しないこと。	左記の通り	○P	適
開閉耐久性	異常なく開閉し、使用上支障がないこと。(JIS A 4702)	左記の通り	○P	適
気密用ガスケットの耐候性	耐候性を有すること。	左記の通り	○P	適
プラスチック製成形品の耐薬品性	耐薬品性を有すること。	左記の通り	○P	適
部材の耐久性	部材の耐久性を損なうことがないように措置されていること。	左記の通り	○P	適

(2)「玄関ドア」の材料は、**ex.パンフレット (別添○、○P)、材料仕様書 (別添○、○P) 等**による。

(3)「玄関ドア」の形状・寸法は、**ex.パンフレット (別添○、○P) 等**による。

※本様式は玄関ドアの場合の例示様式であり、**太線内**は記入例を示しています。

以上

(2) 事連協が独自に性能基準を定めている機材の場合（例示様式）

例示様式

品質確認報告書

(パイプシャフトドア)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設（株）

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	パイプシャフトドア
製造所名	〇〇〇〇（株）
製品名（品番）	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1) 「2) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠（試験成績書頁）	判定
パネルの耐衝撃性	使用上支障のある著しい変形、がたつき等がないこと。	左記の通り	〇P	適
パネルの強度	最大たわみ量が20mm以下	15mm	〇P	適
枠の耐荷重（給湯器取付型）	枠に著しい変形がないこと。	左記の通り	〇P	適
塗膜の厚さ	3カ所以上の測定値が各社の仕様で定められた塗膜の厚さ以上であること。	左記の通り	〇P	適
塗膜の付着性	全てのます目が剥離しないこと。	左記の通り	〇P	適
塗膜の腐食性	100時間の中性塩水噴霧後、錆の発生がないこと。	左記の通り	〇P	適
塗膜の耐食性	500時間の中性塩水噴霧後、錆の発生、塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等がないこと。	左記の通り	〇P	適
塗膜の耐塩水性	96時間塩水に浸し、錆、ふくれ、はがれ、割れ、浮き等がないこと。	左記の通り	〇P	適

(2) 「3) 材料」は、**ex.パンフレット（別添〇、〇P）、材料仕様書（別添〇、〇P）等**による。

(3) 「4) 寸法・取合い」は、**ex.パンフレット（別添〇、〇P）等**による。

※本様式は標準様式であり、**太線内**は記入例を示している。

以上

例示様式

品質確認報告書

(初期補修用プレミックスポリマーセメントペースト)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設(株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	初期補修用プレミックスポリマーセメントペースト
製造所名	〇〇〇〇(株)
製品名(品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1)「2) 要求性能」は、下表による。

項目		品質・性能基準	確認結果	根拠(試験成績書頁)	判定
ひび割れ		浮き・ひび割れのないこと	左記の通り	〇P	適
防食性	120時間	さびが発生しないこと	左記の通り	〇P	適
接着強さ	標準時 (モルタル板・鉄板)	0.60N/mm ² 以上	0.70N/mm ²	〇P	適
	温冷繰返し 10サイクル後 (モルタル)	0.60N/mm ² 以上	0.70N/mm ²	〇P	適

(2)「3) その他 ①a. ポリマー混和液の主成分及び固形分濃度(%)」については、

試験成績書(〇P)による。

(3)「3) その他 ①b. メンテペーストの調合割合」については、**試験成績書(〇P)**による。

※本様式は標準様式であり、**太線内**は記入例を示している。

以上

品質確認報告書

(初期補修用プレミックスポリマーセメントモルタル)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設 (株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	初期補修用プレミックスポリマーセメントモルタル
製造所名	〇〇〇〇 (株)
製品名 (品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1) 「2) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠 (試験成績書頁)	判定	
単位容積質量	1.80 kg/1 以上	2.0 kg/1	〇P	適	
保水性	保水率	50%以上	60%	〇P	適
長さ変化	長さ変化率	0.15%以下	0.10%	〇P	適
接着強さ	標準時	0.60N/mm ² 以上	0.80N/mm ²	〇P	適
	温冷繰返し 10 サイクル後	0.60N/mm ² 以上	0.80N/mm ²	〇P	適
曲げ強さ	8.0N/mm ² 以上	9.5N/mm ²	〇P	適	
透水性	透水量	3g 以下	2g	〇P	適
中性化	深 さ	3.0 mm以下	2 mm	〇P	適

(2) 「3) その他 ①a. ポリマー混和液の主成分及び固形分濃度 (%)」については、

試験成績書 (〇P) による。

(3) 「3) その他 ①b. メンテモルタルの調合割合」については、試験成績書 (〇P) による。

※本様式は標準様式であり、太線内は記入例を示している。

以上

品質確認報告書

(量産ふすま)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設(株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	量産ふすま
製造所名	〇〇〇〇(株)
製品名(品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1)「2) 要求性能」は、下表による。

項目		品質・性能基準	確認結果	根拠 (試験 成績書 頁)	判定
質量	10枚の質量の平均値	6 kg以下	5.5 kg	○P	適
長辺方向 曲げ試験	荷重 294N による中央たわみ量	40 mm以下	35 mm	○P	適
	荷重 196N による残留たわみ量	2.5 mm以下	2.0 mm	○P	適
対角線方 向曲げ試 験	荷重 196N による中央たわみ量	100 mm以下	80 mm	○P	適
	荷重 98N による残留たわみ量	8 mm以下	7 mm	○P	適
	荷重 196N による残留たわみ量	20 mm以下	18 mm	○P	適
局部圧縮 試験	荷重 19.6N による残留くぼみ量	0.6 mm以下	0.5 mm	○P	適
	荷重 98N 時の圧縮強さ	39.2N/cm ² 以上	40.0N/cm ²	○P	適
そり試験	湿度差 30% (50/80) による最大そり量	4 mm以下	3 mm	○P	適
	湿度 50/50 にもどした後、24 時間後の残留そり量	±2 mm以下	1 mm	○P	適
耐湿試験	湿度 90%による状態	ふくれ、はがれ及び著しい変色がないこと	左記の通り	○P	適

(2)「2) 要求性能 ②ふすま紙の張り替え方法」については、標準施工図による。

(3)「2) 要求性能 ③寸法の微調整方法」については、標準施工図による。

※本様式は標準様式であり、太線内は記入例を示している。

以上

品質確認報告書

(マスチック塗材 (A・C))

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設 (株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	マスチック塗材 (A・C)
製造所名	〇〇〇〇 (株)
製品名 (品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1) 「3) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準		確認結果	根拠 (試験成績書頁)	判定	
	マスチックA	マスチックC				
初期乾燥ひび割れ抵抗性	ひび割れがないこと		左記の通り	○P	適	
付着強さ	標準状態	0.7N/mm ² 以上	0.5N/mm ² 以上	0.8N/mm ²	○P	適
	浸水後	0.5N/mm ² 以上	0.5N/mm ² 以上	0.7N/mm ²	○P	適
温冷繰返し	試験体の表面に、ひび割れ、はがれ、及び膨れがなく、かつ、著しい変色及び光沢低下がないこと。		左記の通り	○P	適	
浸水性 B法 ml	1.5 ml 以下 (MR-A) 0.5ml 以下	0.5ml 以下 (MR-CE、CS)	0.5 ml	○P	適	
耐候性 A法	ひび割れ及びはがれが無く、変色の程度がグレースケール3号以上。(300時間照射)		左記の通り	○P	適	

(2) 「4) その他 ① a. 代表塗材の試験結果を他の塗材の試験結果に代えた場合、代表塗材と他の塗材の試験成績書に準用する塗材名」については、**試験成績書 (○P)**による。

※本様式は標準様式であり、**太線内**は記入例を示している。

以上

例示様式

品質確認報告書

(内装ドア・クロゼットドア)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設(株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	内装ドア
製造所名	〇〇〇〇(株)
製品名(品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1)「2) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果		根拠(試験成績書頁)	判定
		見込	見付		
ねじれ、反り	扉の面外変形のねじれ及び反りは、短辺、長辺及び対角線について最高矢高を計り、許容寸法以内であること。	見込	+0.4 mm	〇P	適
		見付	-0.5 mm		
		ねじれ	1.0 mm		
		反り	2.0 mm		
曲げ強さ	開き戸・引き戸の扉の曲げ強さについては、曲げスパン $l=1600$ mmとして4等分点2線荷重を980 N {100kgf} まで加え、294 N {30kgf} 載荷時における中央部の変位量が3 mm以下。	2.5 mm		〇P	適
	980 N {100kgf} 載荷時においてドアに破壊が生じないこと。	左記の通り。			
	除荷5分後の残留変位量が0.5 mm以下。	0.3 mm			
面内剛性	開き戸の扉の面内剛性については、ドアを90°開いた状態で、ドアのノブの位置に、294 N {30kgf} まで重錘を加え、294 N {30kgf} 載荷直後のドアの面内変位が1 mm以下、枠材との相対変位が1 mm以下であること。	面内変位	0.5 mm	〇P	適
		相対変位	0.5 mm		
		除荷5分後の残留変位量が0.5 mm以下。			
衝撃剥離試験(1) (鋼球落下)	開き戸・引き戸の扉の衝撃力に対する接着性については、ドアの表面材等の最も弱いと思われる部分に0.5kgの鋼球を1mの高さから落下させ、ドアの表面材に貫通及び接着層等のはくり破壊がないこと。	左記の通り		〇P	適

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠(試験成績書頁)	判定
衝撃剥離試験(2) (砂袋振り)	開き戸・引き戸の扉の衝撃力に対する接着性については、ドアの表面材等の最も弱いと思われる部分に15kgの砂袋で振り式に衝撃を加え、ドアの表面材に貫通及び接着層のはくり破壊がないこと。	左記の通り	○P	適
ねじれ剛性	開き戸の扉のねじれ強さについては、ドアを90°開いた状態で上部を固定し、ノブの位置に面外方向の水平荷重294N {30kgf}を加え、ドア下部に著しい変位がないこと。	左記の通り	○P	適
	除荷5分後の残留変位量が5mm以下。	3mm		
丁番取付部の固定強度	開き戸で扉枠を含む扉(扉のみの場合は除く)の丁番取付強度については、90°開いた状態のドアの下端部を治具で固定し、ノブの位置に水平荷重294N {30kgf}を加え、丁番取付部およびドアに著しいズレおよび損傷がないこと。	左記の通り	○P	適
分布圧強さ	折り戸の扉の分布圧強さについては、300mm×600mmの加圧板を用いて扉の中央部に水平荷重をかけ、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、目地のずれがないこと。	左記の通り	○P	適
衝撃強さ	折戸の衝撃強さについては、中央に15kgの砂袋で振り式に衝撃を加え、扉がレールから外れないこと。また、扉に損傷がないこと。	左記の通り	○P	適
吸水による変形	開き戸・引き戸の扉の吸水による変形は、ドアをフリーな状態で吊し、噴霧器により、1㎡当り1lの水をドア片面にふきかけ、屋内に常態放置し、30分後、1時間後、2時間後、24時間後、48時間後の重量および反りを測定し、使用上支障をきたすような反りがないこと。	左記の通り	○P	適
接着性能試験(1) (促進劣化による剥離)	開き戸・引き戸の扉の促進劣化に対する耐久性は、ドアより採取した1辺が100mmの試験片を20℃の水に3時間浸した後、室内で24時間放置し、表面材と棧材の間にはくりがないこと。また、耐水性を要求される場合のドアにおいては、試験片を沸湯水中に3時間浸した後、105℃の高温乾燥を24時間行い、表面材と芯材の間に剥離がないこと。	左記の通り	○P	適
接着性能試験(2) (平面引張剥離)	開き戸・引き戸の扉の平面引張力に対する耐久性は、ドアより採取した40mm×40mmの試験片にエポキシ樹脂接着剤でナット付鉄板を接着し、引張はくり力を加え最大荷重を求め、接着強さが49N/c㎡ {5kgf/c㎡}以上であること。	接着強さ 55N/c㎡	○P	適
塗膜の耐久性 (鋼製折戸) 付着性	JIS K 5400:1990「塗料一般試験方法」の「8.5.付着性、8.5.2 碁盤目テープ法」全てのます目が剥離しないこと。	左記の通り	○P	適

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠（試験成績書頁）	判定
塗膜の耐久性 （鋼製折戸） 硬さ	JIS K 5400:1990「塗料一般試験方法」の「8.4.鉛筆引っかき値、8.4.1 試験機法」塗膜が5回の引っかきで4回以上破れないこと。	左記の通り	○P	適
塗膜の耐久性 （鋼製折戸） 耐食性	JIS Z 2371:2000「塩水噴霧試験方法」100時間後、塗膜に錆が発生しないこと。	左記の通り	○P	適
ドアの開閉繰り返しに対する耐久性	開き戸・引き戸の扉の開閉繰り返しに対する耐久性は、45°の開き角度、1分間に10回程度の早さで10万回の繰り返し開閉を行い、終了後、開閉に支障がないこと。	左記の通り	○P	適
折戸の開閉繰り返しに対する耐久性	折戸の扉の開閉繰り返しに対する耐久性は、ドアを全閉状態から半開状態で、1分間に10回程度の早さで1万回の繰り返し開閉を行い、終了後、開閉に支障がないこと。	左記の通り	○P	適

(2)「3) 材料」は、**ex.パンフレット（別添○、○P）、材料仕様書（別添○、○P）等**による。

(3)「5) 寸法」は、**ex.パンフレット（別添○、○P）等**による。

※本様式は内装ドアの場合の例示様式であり、**太線内**は記入例を示しています。

以上

品質確認報告書

(過電流警報装置)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設(株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	過電流警報装置
製造所名	〇〇〇〇(株)
製品名(品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1) 材料、寸法等は製作図による。

(2) 「4) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠(試験成績書頁)	判定
電源電圧変動特性	電源電圧AC85V, 100V, 115Vで警報音(又は警報音制御信号)及び負荷率表示機能(又は負荷率外部表示出力)に異常のないこと。(※)	左記の通り	○p	適
周囲温度特性	周囲温度-10℃, 20℃, 50℃で警報音(又は警報音制御信号)及び負荷率表示機能(又は負荷率外部表示出力)に異常のないこと。(※)	左記の通り	○p	適
絶縁抵抗	DC500Vの絶縁抵抗計で、充電部と非充電金属部間の絶縁抵抗を測定したとき、その値は5MΩ以上であること。	左記の通り	○p	適
耐電圧性能	周波数50Hz又は60Hzのほぼ正弦波の交流電源を用い、充電部と非充電金属部間に1,500Vの電圧1分間加えたとき、異常のないこと。	左記の通り	○p	適
雷インパルス不動作性能	電源端子間と取付け部間に下記衝撃波電圧を印加した後において機能に異常がないか(※)の確認後、耐電圧、絶縁性能を満足すること。 衝撃波電圧 …… 7KV 1.2×50μs 印加回数 …… 正負各3回 但し、評価回路はJIS-C-8371の回路による。	左記の通り	○p	適

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠（試験成績書頁）	判定
耐振動性能	正規の使用状態と同等の状態に取付け，上下・左右・前後の方向に複振幅 4 mm，振動数 16.7 Hz の条件で 60 分間振動を加えた後において機能に異常がないか（※）の確認後，耐電圧，絶縁性能を満足すること。	左記の通り	○ p	適
耐衝撃性能	正規の使用状態と同等の状態に取付け，取付け面と直角になる方向に最大加速度 50 G の衝撃を加えた後において機能に異常がないか（※）の確認後，耐電圧，絶縁性能を満足すること。	左記の通り	○ p	適
耐湿性能	定格電圧を印加，周囲温度 40℃±2℃，湿度 90～95% の条件下に 24 H 放置した時，外觀にヒビ，ワレ，カケ等がないこと。又常温常湿に 4 時間放置後において機能に異常がないか（※）の確認後，耐電圧，絶縁性能を満足すること。	左記の通り	○ p	適
熱衝撃性	−20℃×2 時間−常温（25℃）×10 分間−70℃×2 時間−25℃×10 分間を 1 サイクルとし，30 サイクル後，常温常湿に 4 時間放置後において機能に異常がないか（※）の確認後，耐電圧，絶縁性能を満足すること。	左記の通り	○ p	適
耐熱性能	定格電圧を印加，周囲温度 70℃ に 48 時間放置した時，外觀にヒビ，ワレ，カケ等がない事。又常温常湿に 4 時間放置後において機能に異常がないか（※）の確認後，耐電圧，絶縁性能を満足すること。	左記の通り	○ p	適

注記（※） 警報音（又は警報音制御信号）及び負荷率表示機能（又は負荷率外部表示出力）の動作誤差は、60A 設定時 5%以内とする。

※本様式は標準様式であり、**太線内** は記入例を示している。

以上

品質確認報告書

(UB/F (EM-UB))

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設(株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	屋内配線用EMユニットケーブル UB/F (EM-UB)
製造所名	〇〇〇〇(株)
製品名(品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1) 材料、寸法等は製作図による。

(2) 「4」要求性能は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠(試験成績書頁)	判定
外観	・目視、触手等により、有害なきずがなく、表面が平滑であること。 色、表示が適切であること。	左記の通り	〇P	適
構造	・規定値内であること。	左記の通り	〇P	適
回路	・断線がなく、電源・スイッチ・コンセント回路が正常であること。	左記の通り	〇P	適
耐電圧	・AC 3000Vを1分間印加したとき、異常のないこと。	左記の通り	〇P	適
絶縁抵抗	・200MΩ以上であること。	左記の通り	〇P	適
ヒートサイクル	・25サイクル目で上昇値50℃以下、125サイクル目で上昇値25サイクル目測定値に8℃を加えた値以下であること。	左記の通り	〇P	適
モールド部の強度(耐衝撃)	・破損、ひび、われ等の異常がなく、絶縁が200MΩ以上であること。	左記の通り	〇P	適
モールド部の強度(耐荷重)	・破損、ひび、われ等の異常がなく、温度上昇が30℃以下であること。	左記の通り	〇P	適
難燃	・60秒以内で自然に消えること。	左記の通り	〇P	適
モールド用樹脂(体積抵抗率)	・ $1 \times 10^{12} \Omega \text{cm}$ 以上とする。	左記の通り	〇P	適
モールド用樹脂(常温の引張強さ及び伸び)	・引張強さ 8MPa以上 ・伸び 350%以上	左記の通り	〇P	適
モールド用樹脂(加熱)	・引張強さ 加熱前の80%以上 ・伸び 加熱前の65%以上	左記の通り	〇P	適

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠(試験成績書頁)	判定
モールド用樹脂(耐寒)	・試験片が破壊しないこと。	左記の通り	○P	適
モールド用樹脂(加熱変形)	・厚さの減少率10%以下とする。	左記の通り	○P	適
モールド用充填樹脂(体積抵抗率)	・ $1 \times 10^{12} \Omega \text{cm}$ 以上とする。	左記の通り	○P	適
モールド用充填樹脂(加熱変形)	・厚さの減少率10%以下とする。	左記の通り	○P	適
容器用樹脂(体積抵抗率)	・ $1 \times 10^{12} \Omega \text{cm}$ 以上とする。	左記の通り	○P	適
容器用樹脂(加熱変形)	・厚さの減少率10%以下とする。	左記の通り	○P	適
絶縁用チューブ(体積抵抗率)	・ $1 \times 10^{12} \Omega \text{cm}$ 以上とする。	左記の通り	○P	適
発煙濃度	・6回の試験の結果、平均値が150以下でなければならない。ただし、始めの3回の値がいずれも150以下である場合は、3回で合格とする。	左記の通り	○P	適
燃焼時発生ガスの酸性度	・pH4.3以上とする。	左記の通り	○P	適
燃焼時発生ガスの導電率	・ $10 \mu \text{S/mm}$ 以下とする。	左記の通り	○P	適

※本様式は標準様式であり、**太線内**は記入例を示している。

以上

品質確認報告書

例示様式

(住宅情報盤設備)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設(株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	住宅情報盤設備
製造所名	〇〇〇〇(株)
製品名(品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

- (1) 材料、寸法等は製作図による。
 (2) 「2) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠(試験成績書)	判定
システムの連動試験	・機器類を通常に近い状態に組み合わせ設置し、連動を確認する。	連動の確実性を確認する。	左記の通り	○P 適
初期鳴動試験	・各機器の電源をON、OFFさせる。	警報音の発生を調べる。	左記の通り	○P 適
ガス警報の遅延性	・ガス警報機を作動させて確認する。	警報機の信号出力から警報までの時間を測定する。	左記の通り	○P 適
警報感度試験	・機器固有の警報条件を与える。	警報発信の有無を調べる。	左記の通り	○P 適
警報音試験	・火災警報、ガス警報と他の機能を同時に作動させる。	警報音の優先を調べる。	左記の通り	○P 適
警報音の優先試験	・ドアホン子機～住宅情報盤及び住宅情報盤～室内親機の最長距離に適用し、通常動作に支障のないことを調べる。		左記の通り	○P 適
通話性能	・呼出し音圧レベルは、70dB/0.5m以上、出力音圧レベルは、スピーカー型においては、70dB/0.1m以上、電話型においては、70dB/0m以上		左記の通り	○P 適
通達距離試験	・直径20mmの面積に押し圧を加える。	スイッチ開閉時の押し圧を調べる。	左記の通り	○P 適
非常押し釦の押し圧	・直径20mmの面積に押し圧を加える。	スイッチ開閉時の押し圧を調べる。	左記の通り	○P 適

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠(試験成績書)	
----	---------	------	-----------	--

			成績書頁)	判定
耐衝撃性試験	・梱包の状態です全振幅 5mm 上下、前後の三方向に、600 回/分の振動を 20 分間加える。	外観及び機能の異常の有無を調べる。	左記の通り	○P 適
耐振動性試験	・電気用品安全法別表第八 1.(2)ヲによる。 (自重の3倍の値。値が3kg、10kg 以上の場合は 10kg を 15 秒間加える。)	機器の機能、構造の異常の有無を調べる。	左記の通り	○P 適
引張り強さ試験	・電気用品安全法別表第八附表第四 2 絶縁耐力試験による。 (リーク電流 10mA 以下)	接続部の異常の有無を調べる。又、リード線の移動を調べる。	左記の通り	○P 適
耐電圧性試験	・通電状態で下記雰囲気にて 24 時間放置後、機能を確認する。 イ. 50℃ (屋内機器 40℃) -10℃ (屋内機器 0℃) 放置状態の室温中で機能の確認。 ロ. 40℃、95%—常温、常湿に取出し、機能の確認		左記の通り	○P 適
耐温湿度性試験	・電気用品安全法別表第四附表第四 3. による。	高温、低音、高湿は、同一試験体とし、各試験条件の移行は 2 時間以内とする。	左記の通り	○P 適
防雨性能試験	・電圧を 90~110% で変動させる。		左記の通り	○P 適
電源電圧試験	・水に接する端末機器の入力端子とその他の二次端子間。 (500V 絶縁抵抗計で測定する)	機能異常の有無を調べる。	左記の通り	○P 適
絶縁抵抗試験	・電気用品安全法別表第八附表第四 1 絶縁抵抗試験による。	住宅情報盤の端子間の絶縁抵抗を調べる	左記の通り	○P 適
絶縁抵抗試験 2	・電力を消費する負荷端子間を短絡し、3 時間通電する。		左記の通り	○P 適
短絡試験	・電力を消費する負荷端子間を短絡し、3 時間通電して、異常のないこと		左記の通り	○P 適
耐食性	・24 時間塩水噴霧を行ったとき機能に異常がないこと		左記の通り	○P 適

※本様式は標準様式であり、**太線内** は記入例を示している。

以上

品質確認報告書

例示様式

(防犯カメラ設備)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設(株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	防犯カメラ設備
製造所名	〇〇〇〇(株)
製品名(品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

- (1) 材料、寸法等は製作図による。
 (2) 「2) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠 (試験成績 書頁)	判定
水平解像度(カメラ)	JEITA TTR-4602B(CCTV 機器スペック規定方法)5.3 CCTV カメラのスペック(性能)規定方法「解像度」による。	330 TV 本以上	左記の通り	○P 適
S/N 比(カメラ)	JEITA TTR-4602 B (CCTV 機器スペック規定方法)5.3 CCTV カメラのスペック(性能)規定方法「S/N 比」による。	45 dB 以上	左記の通り	○P 適
最低被写体照度(カメラ)	JEITA TTR-4602 B (CCTV 機器スペック規定方法)5.3 CCTV カメラのスペック(性能)規定方法「最低被写体照度」による。	カラー撮影時 5 lx 以下 (エレベーター内設置のもの 10 lx 以下)	左記の通り	○P 適
静電気耐力(カメラ)	JIS C 61000-4-2(電磁両立性第4部:試験及び測定技術—第2節:静電気放電イミュニティ試験)「静電気耐力試験」による。	動作に異常の無いこと	左記の通り	○P 適
水平解像度(デジタルレコーダ)	JEITA TTR-4604A(CCTV 機器スペック規定方法(周辺機器用)) 2-3「水平解像度」規定方法による。	330TV 本以上のモードがあること	左記の通り	○P 適
静電気耐力(デジタルレコーダ)	JIS C 61000-4-2(電磁両立性第4部:試験及び測定技術—第2節:静電気放電イミュニティ試験)「静電気耐力試験」による。	動作に異常の無いこと	左記の通り	○P 適
項目	品質・性能基準	確認結果	根拠 (試験成績)	項目 品質・性能基

			書頁)		準
雷サージ耐力 (デジタルレコーダ)	JIS C 61000-4-5 電磁両立性第4部：試験及び測定技術—第5節：サージイミュニティ試験「雷サージ試験」による。	動作に異常の無いこと	左記の通り	○P	適
絶縁耐圧(デジタルレコーダ)	J 60950(H19)情報技術機器の安全性試験による。	1000V 1分間を満足すること	左記の通り	○P	適
防じん性・防水性 (ハウジング)	JIS C 0920: 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)2003の13「第一特性数字によって表される外来固形物に対する保護の試験」及び14「第二特性数字によって表される水に対する保護等級の試験」による。	使用場所・目的に応じ、適切な防じん性又は防水性を有していること。	左記の通り	○P	適

※本様式は標準様式であり、**太線内**は記入例を示している。

以上

品質確認報告書

例示様式

(給水タンク)

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設(株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	給水タンク
製造所名	〇〇〇〇(株)
製品名(品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1)「2) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠 (試験成績書 頁)	判定
漏水	JIS A 4110 水漏れの無いこと。	左記の通り	〇P	適
満水時のたわみ	JIS A 4110 円筒形及び球形の周壁のたわみは、高さの0.5%以下。角形は1.0%以下。 円筒形及び角形の底のたわみは、架台の最小支持間隔の2.5%以下。	円筒形 ・周壁のたわみ0.2% ・底のたわみ2.2%	〇P	適
管取出し口の強度	JIS S 4110 水漏れがないこと。	左記の通り	〇P	適
FRPの引張強さ	JIS K 7054 59MPa {6kgf/mm ² } 以上。	61MPa	〇P	適
FRPの曲げ強さ	JIS K 7055 78MPa {8kgf/mm ² } 以上。	81MPa	〇P	適
FRPの曲げ弾性率	JIS K 7055 5.9GPa {600kgf/mm ² } 以上。	6.1MPa	〇P	適
FRPのガラス繊維含有率	JIS K 7052 質量比25%以上。	30%	〇P	適
FRPのバーコル硬さ	JIS K 7060 30以上。	35	〇P	適
貯留水への浸出性能	JIS S 3200-7 本文 表-3(貯留水への浸出性能)の判定基準値を満たすこと。	左記の通り	〇P	適
遮光性試験	JIS A 4110 水槽照度率0.1%以下。	0.08%	〇P	適

耐薬品性	JIS A 4110 過マンガン酸カリウム 10ppm 以下、 蒸発残留物 30ppm 以下。	・過マンガン酸カリウム 8ppm ・蒸発残留物 27ppm	○P	適
塗膜の膜厚	鋼板水槽の塗膜の膜圧が ナイロン樹脂系は 0.25mm 以上、 エポキシ樹脂系は内面 0.4 mm 以上。	ナイロン樹脂系 0.30 mm	○P	適
塗膜のピンホール	鋼板水槽の塗膜部分にピンホールがないこと。	左記の通り	○P	適
塗膜の密着力	「性能試験方法(給水タンク)」で定める 試験番号 03「密着力試験」の基準を満足すること。	左記の通り	○P	適
ステンレス鋼の耐久性	孔食電位：500nV (vsSCE) 以上 乾湿繰返し：最大孔食深さが 60 μm 以下、 浸漬試験：錆のないこと	・孔食電位 550nV ・乾湿繰返し 50 μm ・浸漬：左記の通り	○P	適

(2)「3) 材料」は、**ex.パンフレット (別添○、○P)、材料仕様書 (別添○、○P) 等**による。

※本様式は標準様式であり、**太線内**は記入例を示している。

以 上

品質確認報告書

例示様式

(換気ユニット (居室用ファン))

平成 年 月 日

(事業者名)

〇〇〇〇 殿

請負者 〇〇建設 (株)

印

代理人 〇〇 〇〇

工事名	〇〇〇〇〇建設工事
機材名	換気ユニット (居室用ファン)
製造所名	〇〇〇〇 (株)
製品名 (品番)	〇〇〇〇-〇〇

上記機材の品質・性能について下記のとおり確認いたしました。

記

(1) 「2) 要求性能」は、下表による。

項目	品質・性能基準	確認結果	根拠 (試験成績書 頁)	判定														
風量	JIS C 9603 以下に適合させること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">風量(m3/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">4.5 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">6.0 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">25</td><td style="text-align: center;">10.0 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">15.0 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">40</td><td style="text-align: center;">28.0 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50</td><td style="text-align: center;">45.0 以上</td></tr> </tbody> </table>	種 類	風量(m3/min)	15	4.5 以上	20	6.0 以上	25	10.0 以上	30	15.0 以上	40	28.0 以上	50	45.0 以上	・種類 30 ・風量 20.0	○P	適
種 類	風量(m3/min)																	
15	4.5 以上																	
20	6.0 以上																	
25	10.0 以上																	
30	15.0 以上																	
40	28.0 以上																	
50	45.0 以上																	
騒音	JIS C 9603 以下に適合させること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">風量(m3/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15, 20, 25, 30 家庭用</td> <td style="text-align: center;">55.0 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 40, 50</td> <td style="text-align: center;">65.0 以下 70.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考 その他の換気扇とは、特に大きい 風量又は静圧のもので、家庭用意 外である旨を表示してあるもの をいい、例えば、工業用、産業用、 業務用などをいう。	種 類	風量(m3/min)	15, 20, 25, 30 家庭用	55.0 以下	その他 40, 50	65.0 以下 70.0 以下	・種類 30 家庭用 ・風量 50.0	○P	適								
種 類	風量(m3/min)																	
15, 20, 25, 30 家庭用	55.0 以下																	
その他 40, 50	65.0 以下 70.0 以下																	

消費電力	JIS C 9603 以下に適合させること。	<ul style="list-style-type: none"> ・種類 30 ・消費電力 60 ・左記の通り 	○P	適														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">消費電力(W)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15</td><td>35 以下</td></tr> <tr><td>20</td><td>45 以下</td></tr> <tr><td>25</td><td>60 以下</td></tr> <tr><td>30</td><td>80 以下</td></tr> <tr><td>40</td><td>120 以下</td></tr> <tr><td>50</td><td>175 以下</td></tr> </tbody> </table>				種 類	消費電力(W)	15	35 以下	20	45 以下	25	60 以下	30	80 以下	40	120 以下	50	175 以下
	種 類				消費電力(W)													
15	35 以下																	
20	45 以下																	
25	60 以下																	
30	80 以下																	
40	120 以下																	
50	175 以下																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">表示の消費電力 (W)</th> <th style="width: 50%;">許容差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>30 以下</td><td>±25</td></tr> <tr><td>30 を超え 100 以下</td><td>±20</td></tr> <tr><td>100 を超えるもの</td><td>±15</td></tr> </tbody> </table>	表示の消費電力 (W)	許容差	30 以下	±25	30 を超え 100 以下	±20	100 を超えるもの	±15										
表示の消費電力 (W)	許容差																	
30 以下	±25																	
30 を超え 100 以下	±20																	
100 を超えるもの	±15																	
有効換気量	定格機外静圧時の定格風量において80%以上であること。	85%	○P	適														
熱交換型の有効換気量	JIS B 8628 定格機外静圧時の定格風量の 85%以上であること。	90%	○P	適														
熱交換効率	顕熱交換効率が 50%以上であること。	70%	○P	適														
遮音性能	500Hz における平均音圧レベル差が 30 d B 以上であること。	35 d B	○P	適														
構造	JIS C 9603 JIS C 9603:1988 の「6. 構造」及び「11. 表示」の性能を満たしていること。	左記の通り	○P	適														
振動	最高速度で連続運転した時に著しい震動がないこと	左記の通り	○P	適														
始動	JIS C 9603 羽根の位置に関係なく始動すること	左記の通り	○P	適														
電圧変動	JIS C 9603 運転が支障なく継続できること	左記の通り	○P	適														
絶縁抵抗	JIS C 9603 1 MΩ 以上であること。	1.5MΩ	○P	適														
耐電圧	JIS C 9603 耐電圧試験を行ったとき、これに耐えること。	左記の通り	○P	適														
耐湿絶縁性能	JIS C 9603 0. 3 MΩ 以上であること。	0.6MΩ	○P	適														
注水絶縁性能	JIS C 9603 1 MΩ 以上、また耐電圧に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・1.2MΩ ・左記の通り 	○P	適														

温度上昇	JIS C 9603 以下の値以下とし、絶縁抵抗及び耐電圧の規定に適合すること。	<table border="1"> <tr> <th>測定箇所</th> <th>絶縁の種類</th> <th>温度上昇</th> <th>測定方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">絶縁巻線</td> <td>A種</td> <td>60</td> <td rowspan="4">抵抗法</td> </tr> <tr> <td>E種</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>F種</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H種</td> <td>125</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外郭</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>熱電温度計法</td> </tr> </table>	測定箇所	絶縁の種類	温度上昇	測定方法	絶縁巻線	A種	60	抵抗法	E種	75	B種	80	F種	100	H種	125		外郭	—	40	熱電温度計法	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁巻線 A種 55℃ ・外郭 35℃ 	○P	適
	測定箇所		絶縁の種類	温度上昇	測定方法																					
絶縁巻線	A種	60	抵抗法																							
	E種	75																								
	B種	80																								
	F種	100																								
H種	125																									
外郭	—	40	熱電温度計法																							
スイッチ	JIS C 9603 以下の値以下とし、各部に異常がないこと。	<table border="1"> <tr> <th>接触部の種類</th> <th>温度上昇</th> </tr> <tr> <td>銅又は銅合金</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>銀又は銀合金</td> <td>65</td> </tr> </table>	接触部の種類	温度上昇	銅又は銅合金	40	銀又は銀合金	65	・銅 35℃	○P	適															
	接触部の種類		温度上昇																							
銅又は銅合金	40																									
銀又は銀合金	65																									
防錆	JIS Z 2371 外壁貫通型等雨水のかかる恐れのあるものにあつては、金属部分の防錆は、16時間噴霧、8時間休止を1サイクルとした「塩水噴霧試験」を8サイクル実施し、著しい腐食等がないこと。	左記の通り	○P	適																						

(2)「3)材料」は、**ex.パンフレット (別添○、○P)、材料仕様書 (別添○、○P) 等**による。

※本様式は標準様式であり、**太線内**は記入例を示している。

以 上